（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条―第三条）」を

「第一章　総則（第一条―第三条）
第一章の二　定期巡回・随時対応型訪問介護看護
第一節　基本方針等（第三条の二・第三条の三）
第二節　人員に関する基準（第三条の四・第三条の五）
第三節　設備に関する基準（第三条の六）
第四節　運営に関する基準（第三条の七―第三条の五の五）
第五節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第三条の五の六―第三条の五の十）
第八章　複合型サービス
第一節　基本方針（第百七条）
第二節　人員に関する基準（第百七条の二）
第三節　設備に関する基準（第百七条の三）
第四節　運営に関する基準（第百七条の四―第百七条の十）」

に、「第三款　運営に関する基準（第百六十一条―第百六十九条）」を

「第三款　運営に関する基準（第百六十一条―第百六十九条）
第四款　複合型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（第百七十条―第百七十三条）」

に改める。

第一条第一号中「第六条」を「第三条の四、第三条の五、第三条の四十一第一項、第六条」に、「第一項及び第三項から第五項まで」を「第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで」に改め、「第二項及び第三項」の下に「、第百七十一条から第百七十三条まで」を加え、同条第二号中「（床面積に係る部分に限る。）」の下に「、第百七十五条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ロ」を加え、同条第三号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第四項」に改め、同条第四号中「第九条第一項（」を「第三条の七第一項（第十八条」に、「及び第百六十九条」を「、第百六十九条及び第百八十二条」に、「、第十条（」を「、第三条の八（第十八条」に、「、第三十四条（」を「、第三条の二十三（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第三条の二十五（第十八条において準用する場合を含む。）、第三条の三十三（第十八条」に、「及び第百二十九条」を「、第百二十九条及び第百八十二条」に、「、第三条の三十八（第十八条」に、「第七十三条第五号」を「第三条の四十一第二項（第三条の二十三に係る部分（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）に限る。）、第七十三条第五号」に改め、「第百六十三条第九項」の下に「、第百七十七条第五号及び第六号並びに第百七十八条（複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の提出に係る部分を除く。）」を加え、同条第五号中「及び第二項」の下に「、第百七十四条」を加える。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第一節　基本方針等

（基本方針）

第三条の二　指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

第三条の三　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

一　訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

二　あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この章において「随時対応サービス」という。）

三　随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話（以下この章において「随時訪問サービス」という。）

四　法第八条第十五項第一号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助（以下この章において「訪問看護サービス」という。）

第二節　人員に関する基準

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第三条の四　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。

一　オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。）　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて一以上確保されるために必要な数以上

二　定期巡回サービスを行う訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

三　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が一以上確保されるために必要な数以上

四　訪問看護サービスを行う看護師等　次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

イ　保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で二・五以上

ロ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数